（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

二十二　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関すること。

二十三～三十四　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第百十六条―第百二十二条） 附則 （法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第百二十二条**　法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第百十六条―第百二十一条） 附則 （新設）

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例） **第二十五条**　法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第二項に規定する指定医療機関とする。	（定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例） **第二十五条**　法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項に規定する指定医療機関とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条中生活保護法施行規則第二十二条第二項の改正規定については、公布の日から施行する。

（生活保護法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。